議案第93号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年条例第56号)第2条の規定により本議会の議決を求める。

令和7年9月24日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- 1 契約の目的 つわぶき大橋橋梁補修工事
- 2 契約の金額 金69,042,600円
- 3 契約の相手方 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字園674番地 有限会社 八幡建設 代表取締役 八幡 剛史
- 4 契約の方法 指名競争入札

建設工事請負仮契約書

1. 工 事 名 つわぶき大橋橋梁補修工事



2. 工事場所 東伯郡湯梨浜町大字泊地内

着工町議会議決の日の翌日

3. 工 期

完成 令和8年3月19日

- 4. 請負代金額 金69,042,600円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) (金6,276,600円)
- 5. 契約保証金 担保(銀行等の保証)
- 6. その他
 - (1) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による議会の議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって、本文を本契約に切り替えるものとする。
 - (2) 次に掲げる場合には、発注者は、この仮契約を解除できるものとする。

ア 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合、 又は、民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合 合に、当該請負者の施工能力等 (施行計画、資金計画等を含む) を判断し、不適格とした場合。

イ 湯梨浜町から入札参加の資格制限又は資格(指名)停止をうけた場合。

上記の工事について、発注者 湯梨浜町 (以下「甲」という。)と請負者 有限会社 八幡建設 (以下「乙」という。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年9月12日

発 注 者 住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

(甲)

氏 名 湯梨浜町

湯梨浜町長 宮 脇 正 道



請 負 者 住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字園674番地

(乙)

商号又は名称 有限会社 八幡建設

1200年

代表者氏名 代表取締役 八幡 剛史

建設工事入札結果表

単位:円

工事概要等		入札者	決定順位	入札金額	備考
				第1回	
入札番号	第20250910-4号	(有)八幡建設	1	62, 766, 000	
担当課	建設水道課	(有)戸羽建設	2	62, 768, 000	
工事名	つわぶき大橋橋梁補修工事	(株)川田建設	3	63, 000, 000	
工事場所	東伯郡湯梨浜町大字泊地内	(有)平岡組	4	69, 500, 000	
工事期間	令和8年3月19日限り	(有)中本建設	5	69, 800, 000	
入札執行日	令和7年9月10日	(有)前嶋組	6	70, 000, 000	
予定価格		(有)山建運輸	7	70, 030, 000	
選定理由	湯梨浜町建設工事に係る指名業者の 選定及び入札要領による。	以下余白			
落札業者	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字園674番地				
	(有)八幡建設				
請負金額	69,042,600円 相当する金額(税抜き)である。				